

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年5月21日)

- 1 次期輸送機C-2の配備計画及び開発期間の延長について【企画課】・・・1ページ
- 2 第19回関西広域連合委員会等の概要について 【企画課】・・・2ページ
- 3 近畿ブロック知事会議及び中国地方知事会議等の開催について
【企画課】・・・5ページ
- 4 岡山・鳥取両県知事会議の概要について 【企画課】・・・6ページ
- 5 国の出先機関改革に係る動きについて 【企画課】・・・7ページ
- 6 第20回関西広域連合委員会の概要について 【企画課】・・・別冊
- 7 平成25年度鳥取環境大学入学試験の実施について【教育・学術振興課】・・・別冊
- 8 公立大学法人鳥取環境大学の中期計画について【教育・学術振興課】・・・17ページ
- 9 まちなか生活実態調査について 【とっとり暮らし支援課】・・・18ページ
- 10 若桜鉄道沿線地域の活性化に向けた取り組みについて【交通政策課】・・・19ページ

企 画 部

次期輸送機C-2の配備計画及び開発期間の延長について

平成24年5月21日

企 画 課

次期輸送機C-2の美保基地への配備計画及び開発期間の延長について、中国四国防衛局から報告がありました。

1 新たに示された配備計画

平成26年度	1機
27年度	3機
28年度	2機
合計	6機

[国の予算計上額]

	数量	予算額
平成23年度予算	2機	374億円
平成23年度補正予算	2機	290億円
平成24年度予算	2機	329億円

2 C-2 開発期間の延長

C-2 開発に係る試験の進捗に伴い蓄積されたデータ等を踏まえて強度の再計算を行った結果、構造上補強を要する部位が複数確認され、これを受けて所要の措置を施すため開発期間を1年間延長するとの発表を防衛省が行った。

なお、中国四国防衛局からは、機体の安全性等に影響を及ぼす強度不足はない旨の報告を受けている。

3 国への申入れ

上記のとおりC-2の機体の安全性等に影響を及ぼす強度不足はないとのことではあるが、再度、国に対して自衛隊航空機の安全運航に万全を期すこと、並びに米子、境港両市及び地元住民に対する情報の提供、説明を適時に行うよう、文書により申入れを行った。

(参考) これまでの経過

H23. 4. 27	国が県に対し「航空自衛隊美保基地における次期輸送機C-2（仮称）への機種変更等」について申入れを行った。
H23. 7. 26	県が国に対しC-2への機種変更等に当たり、地元両市の住民等に十分な説明を行うよう要望した。
H23. 8. 26	国が、岐阜基地におけるC-2機の視察を実施した。
H23. 9. 25	国が、美保基地におけるC-2機のデモフライトを実施した。
H23. 10. 11	境港市が県に対し、C-2への機種変更等について条件付で同意することを回答した。
H23. 10. 13	県が国に対し、C-2への機種変更等に当たり、地元両市の住民等の理解が得られるよう引き続き丁寧な説明を行うこと、自衛隊航空機の安全運航と基地周辺的生活環境の整備等に一層の対策を講じることを要望した。
H23. 10. 19	米子市が県に対し、C-2への機種変更等について条件付で同意することを回答した。
H23. 11. 2	県が国に対し、C-2への機種変更等について条件付で同意することを回答した。

第19回関西広域連合委員会等の概要について

平成24年5月21日
企 画 課

平成24年4月26日に開催された第19回関西広域連合委員会及び関西広域連合協議会の概要は、次のとおりです。

1 第19回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

日時 平成24年4月26日(木) 16:05~17:30

場所 大阪市内(大阪府立国際会議場)

(2) 会議の概要

①今夏の電力需給の検討状況等について

- ・ 関西電力から、原発の再稼働がない場合の今夏の電力需給の見通しについて、平成22年度並みの猛暑の場合16.3%不足することなどの説明を受けたが、電力供給力等に疑問点があり、再度、関西電力に対し説明を求めることとした。
- ・ 客観的に検証された今夏の需給見通しを踏まえた供給力の強化や需要の抑制などについて、政府及び関西電力に申し入れることを決定した。
- ・ 電力需給状況の検証や電力確保対策を検討するプロジェクトチームを設置することを決定した。また、プロジェクトチームを関西電力に派遣し、聞き取り等を行うこととした。

②原子力発電所の再稼働について

- ・ 原子力発電所再稼働に関し、政府に対し安全対策を講じることなど6項目を申し入れることを決定した。
- ・ 平井知事が「防災資機材等の整備など緊急に体制を整備・構築するための初期投資に必要な国の財政措置が不十分である」旨の発言を行い、申入項目に「原子力防災体制の緊急整備」が盛り込まれた。
- ・ 使用済み核燃料の中間貯蔵施設について、どのような対応が可能か検討することとした。

③東日本大震災災害廃棄物の広域処理について

- ・ 国の個別評価に向けた大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)の取組状況を確認した。

④政令市の加入について

- ・ 京都市及び神戸市からの加入要請を受け、5月中旬以降の各府県・市議会に規約改正に係る議案を提案することなどを確認した。
- ・ 大阪市及び堺市が、広域産業振興の副担当になることを確認した。

⑤国出先機関対策について

- ・ 4月24日開催の第7回「アクション・プラン」推進委員会の内容について報告された。
- ・ 4月27日開催の地域主権戦略会議において、移管対象出先機関の管轄区域の柔軟な対応

などを橋下委員が国に要請することとした。

⑥地方分権改革シンポジウム「国出先機関の移管実現と地域の自立」

- ・ 5月7日に開催するシンポジウムについて報告された。

⑦広域インフラ検討会（日本海側拠点港分科会の設置等）

- ・ 平井知事が、京都舞鶴港及び境港を利活用するための必要な検討を行うため、広域インフラ検討会に「日本海側拠点港分科会」を設置することを提案し、了承された。
- ・ 阪神港及び姫路港を利活用するために必要な検討を行うため、「阪神港分科会」を設置することが了承された。

⑧関西での首都機能バックアップ構造の構築に関する意見について

- ・ 東京圏の中核機能のバックアップに関する検討会の二次取りまとめを受け、関西を候補地に位置付けるなどの提案を行うこととした。

2 関西広域連合協議会

(1) 日時及び場所

日時 平成24年4月26日(木) 12:30~14:45

場所 大阪市内(大阪府立国際会議場)

(2) 会議の概要

- 関西広域連合の今後のあり方や各分野事務の取組などについて、活発な意見交換が行われた。(鳥取県選出委員のうち、清水鳥取商工会連合会会長、中島鳥取県観光連盟会長及び西田鳥取大学名誉教授が発言された。)

政府が進める原子力発電所再稼働に関する申し入れ

関西においては、福井県の長年にわたる厳しい安全確保対策のもと、同県に立地する原子力発電所からの電力供給を安定的に受けることにより、住民生活の向上や産業の振興などがもたらされてきた。しかしながら、福島原発事故が極めて深刻な被害を及ぼし、いま、原子力発電所の安全管理が厳しく問われる状況となっている。

このような中、政府におかれては、関西電力大飯原子力発電所第3号機及び第4号機の再稼働に向けて、このたび、福井県並びに滋賀県、京都府に対し、その判断についての説明が行われた。

一方、エネルギー政策は、国家の最重要事項の一つであり、国民的議論の中で大多数の国民の納得を得て推進されるべき国の基幹的事務である。しかし、現時点では、原発の依存度を下げるといった方向が示されるのみで、そこに至るプロセスや、将来にわたる我が国のエネルギー政策のあるべき姿が示されているとは言い難い。

いま、こうした国民的な不安を払拭するためには、我が国のエネルギー需給の将来像を明確に示すとともに、そこに至る過程において原子力発電を活用する場合には、その安全を確保する対策を科学的に、かつ国民にわかりやすく説明する必要がある。

そこで、以下の項目について、早急に対応されるよう求める。

- 1 大飯原発の再稼働に関し、このたび公表された安全基準の各項目がどのようなレベルで満たされているのかを原子力安全委員会が判断し、政府として関西広域連合に説明すること
- 2 原子力発電に関し、中立性が確保され、科学的、客観的な判断を行いうる体制を早急に構築すること
- 3 世界的に見ても最高水準といえる安全対策を講じること
- 4 万が一の事故に備え、政府や事業者のとるべき対策を速やかに講じるとともに、防災指針、防災基本計画や原子力防災体制を緊急に整備すること
- 5 我が国の将来のエネルギー政策の姿とそこに至るプロセスを示すこと
- 6 今夏の電力需給について徹底した検証を行うとともに、その全てを公開すること

平成24年4月26日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	井 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)

近畿ブロック知事会議及び中国地方知事会議等の開催について

平成24年5月21日
企 画 課

平成24年5月30日に第92回近畿ブロック知事会議、同年6月1日に平成24年度中国地方知事会第1回知事会議、第1回中国地域発展推進会議及び中国圏広域地方計画推進会議が、それぞれ開催されます。

1 第92回近畿ブロック知事会議

(1) 日時及び場所

日時 平成24年5月30日(水) 午後3時～5時10分
場所 鳥取県西伯郡伯耆町(大山ロイヤルホテル)

(2) 出席予定者

荒井正吾奈良県知事(近畿ブロック知事会会長)ほか9府県知事
(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県及び鳥取県)

(3) 議題(予定)

- ①東日本大震災を経験して
- ②広域インフラの整備促進 等

2 平成24年度中国地方知事会第1回知事会議等

(1) 日時及び場所

日時 平成24年6月1日(金) 午後0時40分～5時30分
※同日は知事会議に引き続き、第1回中国地域発展推進会議(中国各県知事、中国経済連合会会長及び経済界代表が参加)及び中国圏広域地方計画推進会議(中国各県知事及び県議会議長が参加)が開催されます。
場所 山口県岩国市(岩国国際観光ホテル)

(2) 出席予定者

石井正弘岡山県知事(中国地方知事会会長)ほか4県知事(鳥取県、島根県、広島県及び山口県)

(3) 議題(予定)

- ①平成23年度事業報告、決算報告
- ②平成25年度国の施策に関する提案書の編成
- ③広域連携検討会の検討状況
- ④広域連合検討会の検討状況 等

岡山・鳥取両県知事会議の概要について

平成 24 年 5 月 21 日
企 画 課

1 開催日 5月16日(水)

2 場 所 津山鶴山(かくざん)ホテル(岡山県津山市)

3 出席者 平井鳥取県知事、石井岡山県知事

4 概 要

(1) 「両県を結ぶ道路の整備促進」及び「岡山・鳥取ご当地グルメ同盟」について共同アピール等を行った。

(2) 両県に共通する政策課題について意見交換を行うとともに、今後の両県の連携方策等について確認した。

①岡山・鳥取における広域観光の推進

- ・首都圏、九州圏域からの新たな観光客の誘致のための合同プロモーションを実施する。
- ・外国人観光客の誘致促進(インバウンド対策)を進める。
 - ・鳥根県、広島県とも連携した合同プロモーション
 - ・国際観光ビジネスフォーラム(岡山市)への参加 など
- ・『岡山・鳥取ご当地グルメ同盟』宣言に基づき、両県の食を国内外に情報発信する。
- ・両県のグルメイベントへの関連団体の相互出展による交流などに両県が支援する。
- ・両県の広報誌やグルメ紹介パンフレットなどへ双方のご当地グルメを掲載してPRする。
- ・フアジアーノ岡山とガイナール鳥取との一戦を「伝統の一戦」として発展させる。
- ・国際マンガサミット、美作国建国1300年事業の相互PRと実施協力を行う。

②環境問題、地域振興

○ツキノワグマの保護管理対策

- ・両県が兵庫県などとも連携し、保護管理体制の強化のための情報共有等を行う。
- ・広葉樹林化などの森づくりなどのクマの生息区域(環境)対策を共同実施する。

○有害鳥獣対策と利活用

- ・人材育成のための研修を効率的に実施する。
- ・養成した指導者、アドバイザーなどを相互に活用する。
- ・ジビエ料理などの獣肉消費拡大、普及のための情報交換を行う。

○再生可能エネルギーの可能性

- ・再生可能エネルギー推進のネックとなる規制や隘路について検討し、国へ提案する。

③地方分権改革

- ・次回の中国地方知事会議の場で、広域連合の設立について合意し、時期や方向性が明確に打ち出せるよう両県のリーダーシップを図っていく。
- ・広域防災に関して、両県での支援体制の充実強化について具体的に取り組んでいくこととした中で、防災訓練への職員・資機材の相互派遣や、人形峠環境技術センターの緊急時スクリーニングへの協力要請を行う。

など

岡山・鳥取両県を結ぶ高速道路ネットワーク等の整備に向けた共同アピール

地域主権の実現に向けて、各地域が自立的に発展していくためには、産業振興や観光振興における広域的な連携や交流による、持続可能な地域基盤の創造が不可欠である。

岡山・鳥取両県においても、岡山県で来年度開催される「美作国建国 1300 年記念事業」や鳥取県で本年度開催される「第 13 回国際マンガサミット」を契機とした広域交流の活性化、さらには東アジアとの交流拡大による国際的競争力の強化を図るために、交通・物流の基盤となる高規格幹線道路、地域高規格道路の整備は喫緊の課題である。

また、昨年、東日本大震災や紀伊半島大水害を通じて、高速道路をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークの『命の道』としての重要性が改めて認識されたところであり、今後の大規模災害や緊急医療活動における両県の安全・安心を確保するためには、こうした教訓を活かした高速道路ネットワーク等の整備による災害に強い国土基盤の構築が必須である。

ついては、岡山・鳥取両県として、次の事項について、強く要望する。

1 岡山・鳥取両県を結ぶ高速道路ネットワークの整備を国家戦略として最優先で早期に完成すること。

(1) 中国横断自動車道「姫路鳥取線」の整備促進

西粟倉 IC～大原 IC 間を平成 24 年度早期に完成させること。

(2) 中国横断自動車道「岡山米子線」の全線 4 車線化

安全性と定時性の確保や、災害時の緊急輸送道路としての機能強化を図るためにも、残る暫定 2 車線区間について、早期に 4 車線化に着手すること。

(3) 地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進

「倉吉道路」、「倉吉関金道路」及び「初和下長田道路」の整備促進に必要な予算を確保すること。

2 地方が必要な道路を計画的に整備するための社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金等の予算総額を安定的に確保すること。

平成 24 年 5 月 16 日

岡山県知事 石 井 正 弘

鳥取県知事 平 井 伸 治

「岡山・鳥取ご当地グルメ同盟」宣言

岡山県と鳥取県は、ともに中国山地を源とする豊かな水が大地を潤し美しい海をつくり出す中、そこで育まれた食材とその地域ならではの歴史・文化を背景に、地元で愛され続けてきたご当地グルメがあります。

このご当地グルメの魅力により、両県の地域づくりや観光振興をさらに推進するため、ここに「岡山・鳥取ご当地グルメ同盟」を結成し、美味しく楽しく未来に向けて連携して取り組むことを宣言します。

平成24年5月16日

岡山県知事 石井 正弘

鳥取県知事 平井 伸治

国の出先機関改革に係る動きについて

平成24年5月21日
企 画 課

1 これまでの国と中国5県の経緯

国	平成22年 6月22日	<u>地域主権戦略大綱（閣議決定）</u> ⇒平成22年以内に次の項目による「アクション・プラン」を策定する旨が明記された。 ・個々の出先機関の事務・権限の地方移譲の取扱方針 ・地方移管の実現に向けた工程やスケジュール ・組織の在り方
	平成22年 12月28日	<u>「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（閣議決定）</u> ⇒国の出先機関をブロック単位で受け入れる広域的实施体制の枠組み作りに係る法整備を行う旨が明記された。 （その際、次の点に留意することとされた。） ・広域連合制度を活用するための諸課題について検討を行った上で、新たな広域行政制度を整備すること。 （具体的意思を有する地域との間で、十分に協議・調整すること。） ・出先機関単位での全ての事務・権限の移譲（丸ごと移管）が基本であること。 ・全国一律・一斉にこだわらず、意思統一が図られた地域ごとに移譲すること。 ・平成24年通常国会への法案提出、平成26年度中の事務・権限移譲を目指すこと。
	平成23年 10月20日	<u>第13回地域主権戦略会議</u> ⇒野田総理が、「アクション・プラン」は政府として決定した方針であり、政務レベルの調整も精力的に進め、次期通常国会に法案を提出するとの強い意思を表明された。
中国 5 県	平成23年 10月26日	<u>中国地方知事会議</u> ⇒広域連合を念頭にした事務レベルでの検討組織設立を合意した。
	平成23年 11月28日	<u>中国地方知事会広域連合検討会を設立した。</u>
国	平成23年 12月26日	<u>第15回地域主権戦略会議</u> ⇒「広域的实施体制の枠組み（方向性）（案）」が了承された。 経済産業局、地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする。
	平成24年 4月27日	<u>第16回地域主権戦略会議</u> ⇒「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成案）」が了承された。
	平成24年 5月16日	<u>「アクション・プラン」推進委員会</u> ⇒「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）（骨子）」が示された。

2 中国5県の検討状況

中国地方における広域連合の検討については、中国5県の担当部局長で構成する中国地方知事会広域連合検討会において検討を行っているところであり、現時点での検討状況は、次のとおり。

(1) 広域連合設立の目的

国の出先機関の事務・権限の受皿及び中国地方における広域行政の実施主体としての役割を担うことを基本として検討している。

(2) 移譲を受ける国出先機関の検討対象

- 現在国において検討が進められている経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所の3機関を中心に検討している。
- この検討の中で、3機関について移譲を受けることを検討すべきとの意見がある。また、地方整備局について、広域的な調整を要する基幹的な道路や大規模河川などは一定の整備水準に達した後に移譲を受けることを念頭に市町村とも調整を行う必要があるという意見や、地方環境事務所について、中四国を管轄しており四国との調整が必要であるとの意見がある。
- また、現時点では国において検討がなされていない厚生局、運輸局及び農政局についても、次の段階での検討対象としてはどうかとの意見がある。

(3) 持ち寄り事務

- これまで中国5県において広域連携により実施してきた事務を中心に、広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修及び中山間地域対策の8分野を対象に検討を行っているが、中国5県のそれぞれの意見を踏まえて、現時点では、「広域防災」、「広域医療（ドクターヘリの運航調整）」等5県が一致して合意できる事務の検討を進めている。

(4) 広域連合の組織と財源

- 簡素で効率的な組織を原則とし、地方自治法に基づき広域連合に必要な機関（広域連合議会、広域連合長、監査委員等）及び本部事務局・分野事務局並びに今後特例法で必要とされる機関を基本として検討する。
- 各県からの持ち寄り事務及び運営に要する経費は、構成団体からの分賦金を充てる。
- 国の出先機関の事務・権限の移譲を受けて執行する事務に係る財源については、必要な額の確保を国に求める。

(5) 今後のスケジュール

- 平成26年度中に国の出先機関の移譲を受けることを念頭に、国で検討されている法案の内容を見極めつつ、検討を進める。
- 平成24年6月1日に開催予定の中国地方知事会議において、特例制度の課題等を含め検討状況を報告の後、広域連合設立に向けた今後の方針について協議を行う。

国の特定地方行政機関の事務等の移譲 に関する法律案（仮称）（骨子）

内閣府地域主権戦略室

1 目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合において適用される事務等の移譲措置、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- ① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。
- ② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。
- ③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 対象

（1）制度を利用できる主体

2以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

(2) 移譲対象

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所に係る事務等のうち政令で定めるものとする。

4 国及び特定広域連合等の責務

- ① 国は、2の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。
- ② 認定を受けた特定広域連合等は、2の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。
- ③ 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、2の基本理念にのっとり、当該特定広域連合が移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するため、移譲事務等とこれに関連する当該特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

5 事務等移譲基本方針の策定

- ① 政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。
- ② 事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - ・6①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画
 - ・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項等

6 事務等移譲計画の認定

- ① 特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲

計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。(特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。)

② 事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

- ・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
- ・移譲対象特定地方行政機関の名称
- ・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域(特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域)内において設定する区域
- ・計画の目標
- ・特定広域連合等が移譲を受ける事務等を開始する日
- ・移譲事務等の実施体制に関する事項その他の移譲事務等の円滑かつ確実な実施のために必要な事項として内閣府令で定めるもの
- ・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の当該移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等をより効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

③ 内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

- ・事務等移譲基本方針に適合するものであること。
- ・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ・事務等移譲計画に定められた区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と3(1)の政令で定める区域の全部又は一部とを合わせた区域と一致するものであること。

④ 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

⑤ 内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

⑥ 認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組

織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。

- ⑦ 認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。
- ⑧ 認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している認定を受けた特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し認定を受けた特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、あらかじめ、別に法律で定める。

7 事務等の移譲措置

- ① 特定広域連合等が、事務等移譲計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、3（2）の事務等については、特定広域連合等の長が行うこととする。
- ② 移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣は、移譲事務等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、当該特定広域連合等の長が行うこととされる事務等のうち政令で定めるものに関し、政令で定めるところにより、必要な関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいう。）をすることができる。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、移譲事務等について規定する法律及び法律に基づく命令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8 認定を受けた特定広域連合に関する特例等

- ① 認定を受けた特定広域連合については、理事会制^(四)の規定の適用を除外する。
- ② 認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、あらかじめ、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
 - ・ 条例を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - ・ 予算を調製しようとするとき。
 - ・ 7③の移譲事務等の実施に関する計画を作成し、又は変更しようとするとき。
 - ・ 認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。
- ③ 認定を受けた特定広域連合等に、事務等移譲計画毎に移譲事務等補佐役を置くものとする。移譲事務等補佐役は、特定広域連合等の長の補助機関である職員のうちから特定広域連合等の長が命ずることとし、移譲事務等に関し特定広域連合等の長を補佐し、当該移譲事務等を監督する。
- ④ 認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。
- ⑤ 認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。
- ⑥ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態の場合において、災害応急対策又は災害復旧のため特に必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。
- ⑦ 移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他の政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

9 事務等の移譲措置の適用に伴う措置

(1) 職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

(2) 財政上の措置

国は、2の基本理念にのっとり、特定広域連合等が移譲事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

10 事務等移譲推進本部

- ① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。
- ② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

11 その他

特定広域連合等の長が行うこととされる事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

(注) 広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

公立大学法人鳥取環境大学の中期計画について

平成24年5月21日
教育・学術振興課

公立大学法人鳥取環境大学においては、平成24～29年度を対象として策定する中期計画について、鳥取県・鳥取市両議会からの意見等を踏まえ、その内容について再検討を行い、修正案をまとめられました。

1 中期目標等の作成の流れ

中期目標 (地方独立行政法人法第25条及び第78条)

＜策定者：設置者＞

- ・「中期目標」は、法人が達成すべき業務運営に関する目標で、設置者（鳥取県及び鳥取市）が公立大学法人に対して指示するものです。
- ・「中期目標」を定める際は、設置者の議会での議決が必要です。
- ・この度の「中期目標」は、平成24年3月に鳥取県及び鳥取市議会において議決をいただき、公立大学法人に対して指示したところです。

中期計画 (法第26条)

＜策定者：公立大学法人＞

- ・「中期目標」の指示を受けた公立大学法人鳥取環境大学は、中期目標を達成するための計画として「中期計画」を作成し、設置者（鳥取県及び鳥取市）の認可を受ける必要があります。

年度計画 (法第27条)

＜策定者：公立大学法人＞

- ・公立大学法人鳥取環境大学は、認可を受けた「中期計画」に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画として「年度計画」を定め、設置者（鳥取県及び鳥取市）へ届け出ることが必要です。

【今後の予定】

- H24. 4～5 県企画県土警察常任委員会、市総務企画委員会へ中期計画案を報告
- H24. 5 鳥取環境大学評価委員会（設置者の附属機関）へ中期計画案を報告
- H24. 6 設置者による認可

2 中期計画の考え方

- ・公立大学法人鳥取環境大学では、中期目標を受けて策定する中期計画の中で、到達目標値や行動計画を達成、実現するための道筋・ステップを可能な限り具体的に示すこととされています。
- ・前回いただいた県・市両議会からのご意見も踏まえ、計画の内容について練り直しを行われたところです。

まちなか生活実態調査について

平成24年5月21日
とっとり暮らし支援課

まちなか振興に関する支援施策の検討に必要な調査の方針（案）について報告します。
（現在、各市と調整中）

【調査の主旨】
 中山間地域のみならず都市部においても、局地的に人口減少・高齢化が進み、コミュニティ活動の停滞、災害時対応への不安、空き家の増加、買い物弱者の発生、交通不便等の課題が指摘されている。
 こうした新たな課題に対応し、地域住民が安心して元気に暮らせる「まちなか」の実現を図るため、商店街振興や都市開発といった縦割りのアプローチではなく、コミュニティをベースに、生活者の視点で部局横断的に支援施策を検討する。

1. 調査対象、主な視点

- ・まちなか：交通・買い物などの生活困難度等についての調査
- ・マンション：マンション居住を選択した理由やコミュニティの現状等についての調査
- ・郊外：まちなかに住居があるが、郊外に居住している理由等についての調査

2. 内容、方法

①世帯調査（一般世帯、独居高齢者世帯）

一般世帯は郵送又は各市を通じた配布調査、独居世帯は聞き取り調査を想定

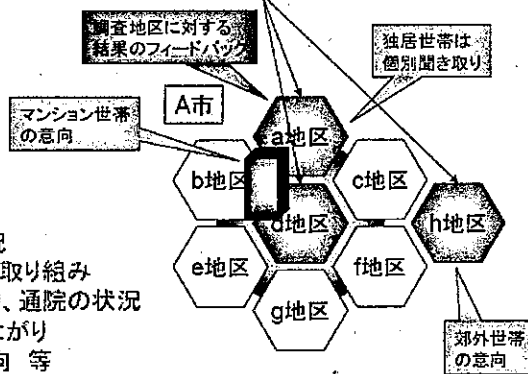
②自治会調査

3. 実施時期 6～7月頃

まちなか生活実態調査について（イメージ）

世帯調査（一般世帯、独居高齢者世帯）

調査地区については、各市の意向を踏まえて選定。
 （例：まちなかについては、DID（人口集中地区）を含む地区のうち高齢者割合を参考に選定、など）

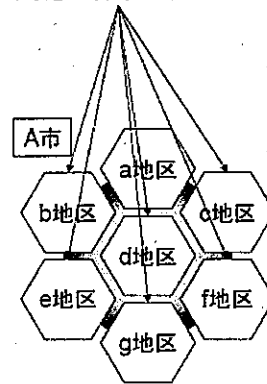


【調査項目】

- 家族構成
- 住まいの状況
- 防災・防犯の取り組み
- 外出、買い物、通院の状況
- 地域でのつながり
- 居住継続意向 等

自治会（町内会）等調査

各自治会（町内会）等の代表者に対するアンケート。



【調査項目】

- 町内の様子
- 防災・防犯の取り組み
- 地域活動の状況
- 文化的資産の状況
- 地域活性化の取り組み
- 他町との連携状況 等

4. 参考（これまでの取り組み、今後の予定）

- 4月19日 まちなか振興関係各課によるプレワーキング
 （新年度の進め方、まちなか生活実態調査等について）
 …「まちなか振興ワーキング」（部局横断検討組織）の立ち上げ
- 5月7～8日 県内4市との意見交換
 （新年度の進め方、まちなか生活実態調査等について）
- 6～7月頃 まちなか生活実態調査を実施
- 7～8月頃 各市とも情報交換しながら、部局横断的に支援施策を検討
- 秋 まちなか振興に関する支援施策の提案

若桜鉄道沿線地域の活性化に向けた取り組みについて

平成24年5月21日
交通政策課
八頭総合事務所

国の有形文化財に登録され貴重な産業遺産として注目される若桜鉄道の沿線において、近年、様々な地域活性化の取組が行われています。県として、地元町や各団体等と連携し、さらなる活性化に向け各種事業を展開します。

1 事業の概要

(1) 若桜鉄道ミュージアム創出事業

若桜鉄道の沿線一帯を鉄道ミュージアムと見立て、地元団体が行う取組に対し支援を行うとともに、全国へ発信することにより、新たな来訪者を呼び込み沿線の活性化に繋げる。

(単位：千円)

事業内容 (予定)	事業費 (うち県費)	事業実施主体
[ソフト事業] ・若桜鉄道まるごとミュージアム推進計画(仮称)の作成 ・ガイドブック、リーフレットの作成 ・日本鉄道保存協会総会に併せて、キックオフイベントを開催(10月、若桜町予定) ・周辺住民をミュージアムの学芸員と見立てたガイドの養成 など	1,000 (1,000)	若桜鉄道沿線活性化協議会 [会長:藤原源市(若桜駅を元気にする会会長)、会員:16名]
[ハード事業] ・ミュージアム看板の設置、施設のバリアフリー化、文化財の修繕(美装化) など	10,000 (5,000)	若桜町、八頭町
[対外的な情報発信事業] ・鉄道雑誌・旅行雑誌への広告掲出、現地案内ツアーの開催、首都圏・関西圏でのPR	1,800 (1,800)	県(交通政策課)
計	12,800 (7,800)	

(2) 若鉄サイクリトレイン化で若桜谷活性化事業

若桜鉄道のサイクリトレイン化(自転車を折りたたんだりせず、そのまま車両に持ち込むことができるもの)により、地域に新たな来訪者を呼び込むために必要な事業に対して支援を行う。

(単位：千円)

事業内容	事業費 (うち県費)	事業実施主体
ポタリング&サイクリトレインマップ作成	240 (160)	若桜町商工会青年部 八頭町商工会青年部
若桜駅下車後にポタリング(※)を楽しむためのマップ等を作成する。		
啓発イベント「サイクリトレイン」	318 (67)	
サイクリトレインとサイクリングを楽しむイベントを実施。[H23年度実証実験の後継事業]		
広告掲載	560 (373)	
サイクリトレインの定例化及びイベントを周知する。		
計	1,118 (600)	

※ 自転車で散策すること。

2 その他

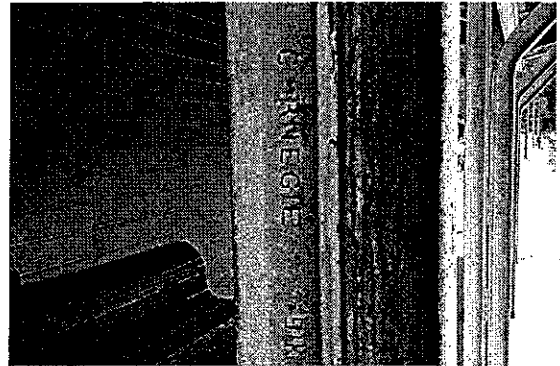
- 4月下旬には、若桜鉄道沿線活性化協議会のメンバーを中心に、猫の『たま駅長』で多くの観光客が訪れる和歌山電鐵貴志川線及びその沿線団体(貴志川線の未来をつくる会、山東まちづくり会)の取組を調査する視察研修も実施した。
- 若桜鉄道にSL観光列車を走らせようと、若桜線SL運行委員会により募金活動も始まっている。

【参考】若桜鉄道沿線の概況について

- ・ 昭和5年に開通した若桜鉄道の駅舎や鉄橋等の諸施設（23施設）が、国の有形文化財に登録（平成20年）され、昭和初期の面影を残す貴重な歴史的遺産として注目されている。



若桜駅



丹比駅の底に利用されている輸入レール
[CARNEGIE（カーネギー）1911の刻印]



若桜駅構内の転車台と給水塔



第一八東川橋梁

- ・ このように、沿線には多くの魅力ある鉄道資源があり、これらの資源等を活用した地元住民のさまざまな取組が行われ、若桜鉄道を核とした地域活性化の機運が高まっているところである。



ふるさとかかし
(八頭町商工会駅前活性化委員会)



列車まつり
(若桜鉄道「列車を守る会」)

- ・ さらに、このような沿線の地域住民組織を総括しネットワーク化して相乗効果を生み出そうと、平成23年3月に両町商工会・観光協会、各駅を守る会などの住民組織等からなる「若桜鉄道沿線活性化協議会」が組織された。